大阪府規則第四十一号

大阪府特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条

例施行規則の一部を改正する規則

　大阪府特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年大阪府規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| 第四条―第六条　（略）（衛生管理等）第七条　（略）２　前項第一号の委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができる。（事故発生の防止及び発生時の対応）第八条　（略）２　前項第二号の委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができる。第九条―第十四条　（略）（準用）第十五条　第三条、第七条及び第八条の規定はユニット型特別養護老人ホーム、地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて、第九条の規定はユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて、それぞれ準用する。第十六条　（略）　　　附　則１　（略）（経過措置）２　特別養護老人ホームに併設される指定短期入所生活介護事業所等のうち、平成十八年四月一日にその入所定員が当該特別養護老人ホームの入所定員を超えているもの（同日において建築中であったものを含む。）については、第十三条第六項の規定は、適用しない。 | （職員の専従）第四条　条例第七条ただし書の規則で定める職員は、特別養護老人ホーム（ユニット型特別養護老人ホームを除く。以下この条において同じ。）にユニット型特別養護老人ホームを併設する場合の特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員（条例第四十二条第二項（条例第五十四条において準用する場合を含む。）の規定により配置される看護職員に限る。以下この条において同じ。）、特別養護老人ホームにユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合の特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員、地域密着型特別養護老人ホーム（ユニット型地域密着型特別養護老人ホームを除く。以下この条において同じ。）にユニット型特別養護老人ホームを併設する場合の地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員又は地域密着型特別養護老人ホームにユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合の地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員とする。第五条―第七条　（略）（衛生管理等）第八条　（略）（事故発生の防止及び発生時の対応）第九条　（略）第十条―第十五条　（略）（準用）第十六条　第三条、第四条、第八条及び第九条の規定はユニット型特別養護老人ホーム、地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて、第十条の規定はユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて、それぞれ準用する。第十七条　（略）　　　附　則１　（略）（経過措置）２　特別養護老人ホームに併設される指定短期入所生活介護事業所等のうち、平成十八年四月一日にその入所定員が当該特別養護老人ホームの入所定員を超えているもの（同日において建築中であったものを含む。）については、第十四条第六項の規定は、適用しない。 |
|  |  |

附　則

　この規則は、令和三年四月一日から施行する。